

建築基準法第12条第3項に基づく昇降機等、建築設備の定期報告の報告書様式のロープ式エレベーターの例（抜粋）

資料3
別添2

第三十六号の四様式（第六条、第六条の二の二関係）（A4）
定期検査報告書
（昇降機）
（第一面）

建築基準法第12条第3項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁 様 年 月 日

報告者氏名 印
検査者氏名 印

【1.所有者】
【イ.氏名のフリガナ】
【ロ.氏名】
【ハ.郵便番号】
【ニ.住所】
【ホ.電話番号】

【2.管理者】
【イ.氏名のフリガナ】
【ロ.氏名】
【ハ.郵便番号】
【ニ.住所】
【ホ.電話番号】

【3.報告対象建築物等】
【イ.所在地】
【ロ.名称のフリガナ】
【ハ.名称】
【ニ.用途】

【4.報告対象昇降機】
【イ.検査対象昇降機の台数】（ 台）
【ロ.指摘の内容】 要是正の指摘あり 台（うち既存不適格 台）
要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台
【ハ.指摘の概要】
【ニ.改善予定の有無】 有（ 年 月に改善予定） 無
【ホ.その他特記事項】

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

別記第一号（A4）
検査結果表
（第1第1項第1号に規定する昇降機）

当該検査に関与した検査者	氏名		検査者番号
	代表となる検査者	その他の検査者	
番号	検査項目	検査結果 指摘なし 要重点点検 要是正 既存不適格	担当検査者番号
1) 機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)			
(1) 機械室への通路及び出入口の戸			
(2) 機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等			
(3) 機械室の床の貫通部			
(4) 救出装置			
(5) 開閉器及び遮断器			
6)	接触器、線電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準 () ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 () 最終交換日 年 月 日	通・否・確認不可
		ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ.製造者が指定する交換基準 () ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 () 最終交換日 年 月 日	通・否・確認不可
7)	ヒューズ		
	絶縁 電動発電機の回路(300V以下・300V超)		U
	電動機の回路(300V以下・300V超)		U
	制御器等の回路の300Vを超える回路		U
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路		U
	制御器等の回路の150V以下の回路		U
9)	接地		
10)	床床選択機		
11)	減速歯車		
12)	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ.製造者が指定する要是正となる基準値 () mm ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 () mm	mm
		ハ.綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況	通・否
13)	輪受	しゅう動面への油の付着の状況	通・否
14)	ブレーキ	保持力 イ.ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認 ロ.ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認 ハ.かごに荷重を加え、かごの位置を確認	通・否
		パッドの厚さ イ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値 () mm 右 mm 要是正となる基準値 () mm ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 () mm 左 mm 要是正となる基準値 () mm	
15)	それ外	イ.構造上対象外 ロ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値 () mm 要是正となる基準値 () mm ハ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 () mm 要是正となる基準値 () mm	mm
16)	電動機		

建築基準法第12条第3項に基づく昇降機等、建築設備の定期報告の報告書様式のロープ式エレベーターの例（抜粋）

2 共通									
(1)	かご側調速機	過速スイッチの作動速度（定格速度の %）		m/min					
		キャッチの作動速度（定格速度の %）		m/min					
(2)	約合おもり側調速機	キャッチの作動速度（かご側キャッチの作動速度の %）		m/min					
(3)	主索又は鎖	径の状況	最も摩耗した主索の番号（ ）	%					
			直径（ mm）未摩耗直径（ mm）						
		索線切れ	最も摩耗した主索の番号（ ）	1よりピッチ内の索線切れ数	本				
			該当する索線切れ判定基準（ ）	1構成より1ピッチ内の最大の索線切れ数	本				
			索線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下						
	鎖	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分（あり・なし）		%					
		谷部が赤錆色に見える主索の番号（ ）	直径（ mm）未摩耗直径（ mm）	1構成より1ピッチ内の最大の索線切れ数	本				
		該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ ）							
		主索本数（ 本）	要重点点検の主索の番号（ ）	要是正の主索の番号（ ）					
		摩耗 最も摩耗した鎖の番号（ ）	測定長さ（ mm）	基準長さ（ mm）	伸び	%			
	鎖本数（ 本）	要重点点検の鎖の番号（ ）	要是正の鎖の番号（ ）						
4)	主索又は鎖の張り								
5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部								
6)	主索又は鎖の緩み検出装置								
7)	主索又は鎖の巻過ぎ検出装置								
8)	はかり装置								
9)	戸閉走行保護装置								
10)	地震時等管制運転装置								
11)	降下防止装置								
12)	換気設備等								
13)	制御盤								
3 かご室									
1)	かごの壁又は開い、天井及び床								
2)	かごの戸及び敷居								
3)	かごの戸のスイッチ								
4)	床合わせ補正装置及び着床装置								
5)	車止め、光電装置等								
6)	かご操作盤及び表示器								
7)	操縦機								
8)	外部への連絡装置								
9)	かご内の停止スイッチ								
10)	用途・積載量及び最大定員の標識								
11)	かごの照明装置								
12)	停電灯装置								
13)	かごの床								
4 かご上									
1)	かご上の停止スイッチ								
2)	頂部安全距離確保スイッチ								
3)	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ								
4)	上部緩衝器又は上部緩衝材								
5)	頂部編車								
(6)	調速機ロープ	径の状況	直径（ mm）未摩耗直径（ mm）	%					
		索線切れ	該当する索線切れ判定基準（ ）	70%超・70%以下					
			索線切れが生じた部分の断面積の割合						
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分（あり・なし）		%				
		直径（ mm）未摩耗直径（ mm）	該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ ）						
7)	かごの非常出入口								
8)	かごのガイドシュー等								
9)	かご吊り車								
10)	ガイドレール及びレールブラケット								
11)	施設装置								
12)	昇降路における壁又は開い								
13)	乗り場の戸及び敷居								
14)	昇降路内の耐震対策								
15)	移動ケーブル及び取付部								
16)	約合おもりの各部								
17)	約合おもり非常止め装置	形式	早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式						
		作動の状況	イ.無積載の状態において非常止め作動時にブレーキを開放して確認 ロ.非常止め作動時に編車が空転することを確認又は空転検知を示す 発光ダイオード、信号等により確認 ハ.非常止め作動時にかごを持ち上げ、主索の緩みを確認 ニ.スラック式にあっては、主索又は鎖を緩めた後に約合おもりが動かず、主索又は鎖が緩んだままであることを確認						

別添1様式 主索、鎖及びブレーキパッドの写真（A4）

主索又は鎖 （最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号（ ））	検査結果		
	要是正	要重点点検	指摘なし
写真貼付			
	特記事項		

ブレーキパッド ブレーキパッドの取付位置 右 左	検査結果		
	要是正	要重点点検	指摘なし
写真貼付			
	特記事項		

（注意）

この書類は、主索、鎖及びブレーキパッドについて作成してください。

記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、要重点点検の指摘があった場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

ブレーキパッドにおいて、同一昇降機内に複数あるものについては、最も摩損したものの写真を貼付することとし、パッドの取付位置について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、ブレーキの構造上又は設置状況によりブレーキパッドの撮影が不可能な場合は、写真貼付を省略しても構いません。